

# 御利用にあたって

## 1 調査の概要

### (1) 調査の目的

経済センサスー基礎調査は、事業所の基本的な経済活動及び企業の基本的な経済活動の状態を調査し、全ての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにすること並びに各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を得ることを目的としています。

### (2) 沿革

経済センサスー基礎調査は、平成 21 年に第 1 回調査が実施され、2 回目に当たる平成 26 年調査では、経済産業省が所管する「商業統計調査」と一体的に実施されました。

なお、経済センサスは、経済センサスー基礎調査と経済センサスー活動調査の二つから成り立っており、経済センサスー活動調査は、平成 24 年に第 1 回調査が実施されました。

### (3) 調査日

平成 26 年 7 月 1 日

### (4) 調査の対象

調査日現在、国内に所在する全ての事業所が対象です。ただし、日本標準産業分類に掲げる産業のうち次に属する事業所は調査対象外としています。

ア 大分類 A（農業、林業）に属する個人経営の事業所

イ 大分類 B（漁業）に属する個人経営の事業所

ウ 大分類 N（生活関連サービス業、娯楽業）のうち小分類 792—家事サービス業に属する事業所

エ 大分類 R（サービス業（他に分類されないもの））のうち中分類 96—外国公務に属する事業所

### (5) 調査の単位

原則として、単一の経営者が事業を営んでいる 1 区画の場所を 1 事業所とし、これを調査の単位としました。単一経営者が、異なる場所で事業を営んでいる場合は、それぞれの場所ごとに、また、1 区画の場所で異なる経営者が事業を営んでいる場合は、経営者が異なるごとに 1 事業所としています。

なお、事業所としての取扱いに関し、次に掲げるものについては、特例を設けています。

## ア 建設業

作業の行われている工事現場、現場事業所などは、それらを直接管理している本社、支店、営業所、出張所などの事業所に含めて調査しました。また、自営の大工、左官、塗装工事・屋根工事・配管工事・電気工事などの業者については、工事現場では調査せず、それらの業者の事業所又は自宅で、その従業者も含めて調査しました。

## イ 運輸業

鉄道、自動車、船舶、航空機などによる運輸業は、管理責任者のいる場所を事業所としました。鉄道業について、駅、車掌区、車両工場などは、それぞれを1事業所としました。ただし、駅長、区長などの管理責任者の置かれていない事業所は、管理責任者のいる事業所に含めて調査しました。

## ウ 学校

同一の学校法人に属する幾つかの学校、例えば、大学、高等学校、中学校、小学校、幼稚園などが同一構内にあるような場合、学校ごとにそれぞれ1事業所としました。ただし、高等学校に併設されている定時制課程などは別の事業所とせず、その高等学校に含めて調査しました。

## エ 国及び地方公共団体の機関

国及び地方公共団体の機関については、法令により独立の機関として設置されている機関を1経営主体とみなし、それぞれの場所ごとに1事業所としました。ただし、一般行政事務又は立法事務を行っている機関の中に、それ以外の現業的業務を行っている「係」などの組織がある場合は、それらの組織をまとめて別の事業所としました。

## (6) 調査の方法

調査は「甲調査」と「乙調査」の2種類からなり、甲調査においては、事業所及び企業の規模に応じて、調査員による調査と総務省、都道府県、市（特別区を含む。以下同じ。）による調査に分けて行いました。

### ア 甲調査

国及び地方公共団体の事業所以外の事業所（民営事業所）を対象としています。

#### (ア) 調査員による調査

単独事業所及び新設事業所（ただし、(イ)における特定の単独事業所及び新設事業所を除く。）については、調査票の配布は調査員が行い、収集は調査員による回収又はオンラインにより行いました。

・総務省－都道府県－市町村－統計調査員－調査事業所

#### (イ) 総務省、都道府県、市による調査

国内に支所（支社・支店）を有する企業については、その本所（本社・本店）となる事業所に対して、調査票の配布は総務省が郵送により行い、収集は総務省、都道府県、市の担当区分に応じてオンライン又は郵送により行いました。

また、特定の単独事業所及び新設事業所については、調査票の配布は総務省が郵送により行い、取集は総務省がオンライン又は郵送により行いました。

a 総務省による調査

2以上の都道府県の区域にわたって事業所を有する企業の事業所、従業者数30人以上の企業の事業所及び総務大臣が定める事業所

- ・総務省－調査事業所

b 都道府県による調査

同一の都道府県の区域内に大多数の事業所を有する従業者数30人未満の企業の事業所（a及びcに掲げるものを除く。）

- ・総務省－都道府県－調査事業所

c 市による調査

同一の市の区域内に全事業所を有する従業者数30人未満の企業の事業所（aに掲げるものを除く。）

- ・総務省－都道府県－市－調査事業所

イ 乙調査

国及び地方公共団体の事業所を対象としています。

調査は、市町村の調査事業所にあつては市町村が、都道府県の調査事業所にあつては都道府県が、国の調査事業所にあつては総務省が、オンラインにより調査票の配布、取集を行いました。

- ・総務省－都道府県－市町村－調査事業所
- ・総務省－都道府県－調査事業所
- ・総務省－各府省－調査事業所

(7) 調査事項

ア 甲調査

【事業所に関する事項】

- (ア) 名称
- (イ) 電話番号
- (ウ) 所在地
- (エ) 開設時期
- (オ) 従業者数
- (カ) 事業の種類
- (キ) 業態
- (ク) 単独事業所・本所・支所の別
- (ケ) 年間総売上（収入）金額

【企業に関する事項】

- (ア) 経営組織
- (イ) 資本金等の額
- (ウ) 外国資本比率
- (エ) 決算月
- (オ) 持株会社か否か
- (カ) 親会社の有無
- (キ) 親会社の名称
- (ク) 親会社の所在地及び電話番号
- (ケ) 子会社の有無及び子会社の数
- (コ) 法人全体の常用雇用者数
- (サ) 法人全体の主な事業の種類

- (シ) 国内及び海外の支所等の有無  
及び支所等の数
- (ス) 本所の名称
- (セ) 本所の所在地及び電話番号
- (ソ) 年間総売上（収入）金額

## イ 乙調査

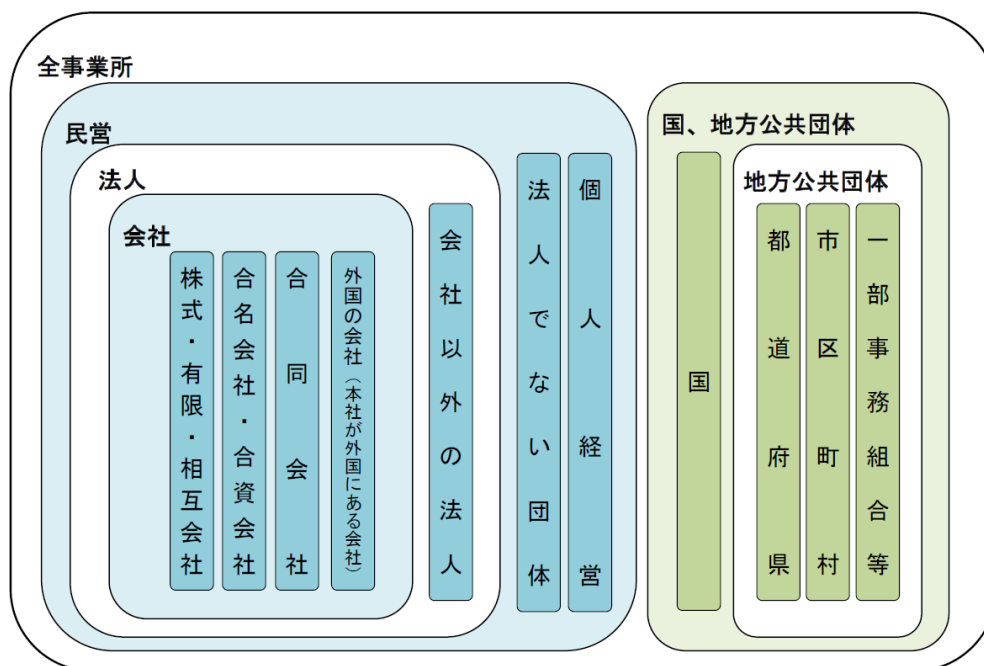
- (ア) 名称
- (イ) 電話番号
- (ウ) 所在地
- (エ) 職員数
- (オ) 事業の種類
- (カ) 事業の委託先の名称、電話番号及び所在地

## (8) 事業所に関する集計、企業等に関する集計

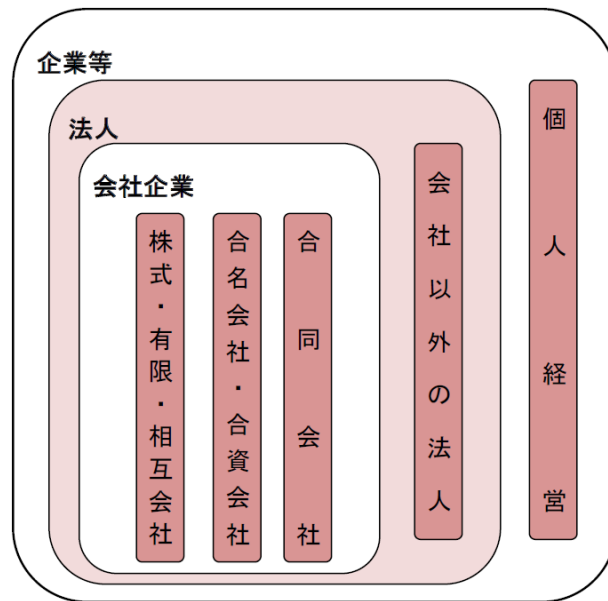
事業所に関する集計は、全ての事業所を対象に、詳細な事項について、事業所数などを集計したものです。

企業等に関する集計は、経営組織が個人経営、外国の会社を除く株式・有限・相互会社、合名会社、合資会社及び合同会社並びに会社以外の法人を対象に、詳細な事項について、企業等数（又は企業数）などを集計したものです。

### ア 事業所に関する集計の集計対象



## イ 企業等に関する集計の集計対象



## 2 用語の解説

### (1) 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいいます。

- ・一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること
- ・従業員と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること

### ア 民営事業所

国及び地方公共団体の事業所を除く事業所をいいます。

### イ 出向・派遣従業員のみの事業所

当該事業所に所属する従業員が1人もおらず、他の会社など別経営の事業所から出向又は派遣されている人のみで経済活動が行われている事業所をいいます。

### ウ 事業内容等不詳の事業所

事業所として存在しているが、記入不備等で事業内容が不明の事業所をいいます。

### (2) 従業員

調査日現在、当該事業所に所属して働いている全ての人をいいます。したがって、他の会社や下請先などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれます。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業員に含めません。

なお、個人経営の事業所の家族従業員は、賃金・給与を支給されていなくても従業員としました。

#### **ア 個人業主**

個人経営の事業所で、実際にその事業所を経営している人をいいます。

#### **イ 無給の家族従業者**

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいいます。家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含まれます。

#### **ウ 有給役員**

法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で、役員報酬を受けている人をいいます。重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含まれます。

#### **エ 常用雇用者**

事業所に常時雇用されている人をいいます。

期間を定めずに雇用されている人若しくは1か月を超える期間を定めて雇用されている人又は平成26年5月と6月にそれぞれ18日以上雇用されている人をいいます。

#### **オ 正社員・正職員**

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人をいいます。

#### **カ 正社員・正職員以外**

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人をいいます。

#### **キ 臨時雇用者**

常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいいます。

### **(3) 他からの出向・派遣従業者**

民営事業所において、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）にいう派遣労働者、在籍出向など出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいいます。

### **(4) 事業所の産業分類**

事業所の主な事業の種類（原則として過去1年間の収入額又は販売額の多いもの）により、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づき分類しています。

なお、一部の小分類項目については、小分類項目を分割したものも小分類としています。

## (5) 経営組織

### ア 国、地方公共団体

国、都道府県、市区町村、特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区など）の事業所をいいます。

### イ 民営

国、地方公共団体の事業所を除く事業所をいいます。

#### (ア) 個人経営

個人が事業を経営している場合をいいます。法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含まれます。

#### (イ) 法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を経営している場合をいいます。以下の会社及び会社以外の法人が該当します。

#### (ロ) 会社

株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社及び外国の会社をいいます。

ここで、外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定により日本で登記したものをいいます。

なお、国内に設立された会社で、外国人が経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社ではありません。

#### (ハ) 会社以外の法人

法人格を有する団体のうち、会社以外の法人をいいます。例えば、独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、農（漁）業協同組合、事業協同組合、労働組合（法人格を持つもの）、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫、弁護士法人などが含まれます。

#### (ニ) 法人でない団体

団体であるが法人格を持たないものをいいます。例えば、協議会、後援会、同窓会、労働組合（法人格を持たないもの）の事業所などが含まれます。

## (6) 事業所の開設時期

会社や企業の創業時期ではなく、当該事業所が現在の場所で事業を始めた時期をいいます。

## (7) 企業等

事業・活動を行う法人（外国の会社を除く。）及び個人経営の事業所をいいます。個人経営であって同一の経営者が複数の事業所を経営している場合は、それらはまとめて一つの企業等となります。

具体的には、会社企業、会社以外の法人及び個人経営で本所と支所を含めた全体をいいます。単独事業所の場合は、その事業所だけで企業等としています。

**(8) 会社企業**

経営組織が株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社及び合同会社で、本所と支所を含めた全体をいいます。単独事業所の場合は、その事業所だけで会社企業としています。

**(9) 企業産業分類**

企業単位の産業分類で、支所を含めた企業全体の主な事業の種類（企業全体の過去1年間の総収入額又は総販売額の最も多いもの）により分類しています。

なお、分類区分は、事業所の産業分類区分と同一です。

**(10) 単独・本所・支所の別**

**ア 単独事業所**

他の場所に同一経営の本所（本社・本店）や支所（支社・支店）を持たない事業所をいいます。

**イ 本所（本社・本店）**

他の場所に同一経営の支所（支社・支店）があつて、それらの全てを統括している事業所をいいます。本所の各部門が幾つかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を本所とし、他は支所としています。

**ウ 支所（支社・支店）**

他の場所にある本所（本社・本店）の統括を受けている事業所をいいます。上位の事業所の統括を受ける一方で、下位の事業所を統括している中間的な事業所も支所としています。支社・支店のほか、営業所、出張所、工場、従業員のいる倉庫、管理人のいる寮なども含まれます。

なお、経営組織が外国の会社は支所としています。

**(11) 資本金額**

株式会社及び有限会社については資本金の額、合名会社、合資会社及び合同会社については出資金の額、相互会社については基金の額をいいます。

**(12) 決算月**

仮決算や中間決算は含めず、本決算月のみをいいます。年2回決算を採用している場合は両方を決算月とします。

### (13) 親会社・子会社

#### ア 親会社

当該会社の議決権を、50%を超えて直接所有している会社をいいます。

ただし、50%以下であっても、当該会社を子会社とする連結財務諸表が作成されている場合は、当該連結財務諸表において当該会社の直近上位に位置する会社を親会社とします。

#### イ 子会社

当該会社が 50%を超える議決権を所有する会社をいいます。

また、子会社あるいは当該会社と子会社の合計で 50%超の議決権を所有している会社も含まれます。ただし、50%以下であっても、当該会社の連結財務諸表の対象となる場合は、その会社を子会社とします。

### 3 その他

- (1) この報告書のうち、第 1 表、第 2 表、第 3 表、第 6 表、第 10 表及び第 15 表については、総務省の公表数値によるものであり、それ以外の表については、本市が独自集計したものです。したがって、本市が独自集計した表の数値については、総務省から公表されている数値とは相違する場合があります。

- (2) 産業分類は平成 26 年経済センサス基礎調査産業分類によります。なお、産業分類名を印刷の都合により省略している場合がありますので、付録の産業分類表を参考にしてください。

#### (3) 「事業所・企業統計調査」結果と比較する場合の留意事項

経済センサス基礎調査は、我が国の事業所及び企業を対象に、平成 21 年に新しく創設された調査です。事業所・企業統計調査（平成 18 年まで実施）と調査の対象は同様ですが、調査方法が以下の点において異なることから、統計表の時系列比較を行っておりません。

##### ア 商業・法人登記等の行政記録の活用

イ 会社（外国の会社を除く）、会社以外の法人及び個人経営の事業所の本社等において、当該本社等の事業主が当該支所等の分も一括して報告する「本社等一括調査」の導入等

- (4) 一部の分類事項については、総数に不詳を含んでおり、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しません。
- (5) 単位未満の数値は、四捨五入しているため、総数とその内訳の合計とは必ずしも一致しません。

(6) 諸記号の約束

- 該当なし
- 0 単位未満

(7) 市域及び行政区域は、平成 26 年（2014 年）7 月 1 日現在のものです。

(8) 町丁・大字名は平成 26 年（2014 年）7 月 1 日現在のものです。集計した結果、事業所が「0」の町丁・大字は表章していません。なお、町丁・大字が特定できない場合、町丁・大字名は「その他」として表章しています。

(9) 所管別

行政区において、出張所が置かれている場合は、各出張所の所管区域を「〇〇出張所管内」と、それ以外の区域を「〇〇区出張所管外」と表記し、所管別を表しました。